

環 保 第 1 9 8 6 号

平 成 2 2 年 1 2 月 1 日

大 阪 府 環 境 審 議 会 会 長 様

大 阪 府 知 事 橋 下



1, 4-ジオキサン等に係る排水基準等について (諮問)

1, 4-ジオキサン、1, 1-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1, 2-ジクロロエチレンの排水基準等について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

1,4-ジオキサンについては、平成21年11月30日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下、「環境基準」という。）」が、0.05mg/Lに設定され、1,1-ジクロロエチレンについても環境基準がそれまでの0.02mg/Lから0.1mg/Lに見直されました。また、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンについて新たに地下水環境基準が設定されました。

これを受けて、同日、中央環境審議会に排出水の規制等について諮問が行われ、現在、水環境部会に設けられた排水規制等専門委員会において審議が行われています。今後、審議会の答申を踏まえて、水質汚濁防止法施行令を改正し、排水基準の設定等が行われる予定です。

このため、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく上水道水源地域に対しての上乗せ排水基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準の設定等に関して貴審議会の意見を求めるものです。